

一般廃棄物処理業許可証

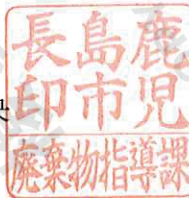
住所 鹿児島市本城町720番1

氏名 株式会社 カナザワ 鹿児島支店 支店長 金沢 公人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 の許可を受け

た者であることを証する。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



許可の年月日 令和 6年 3月 1日

許可の有効期限 令和 8年 2月 28日

1 事業の範囲

事業の区分 収集・運搬 (積替え、保管を除く)

取扱廃棄物 ごみ

2 許可の条件

(1) 鹿児島市外で発生した廃棄物を鹿児島市内に持ち込まないこと、及び鹿児島市内で発生した廃棄物を鹿児島市外に持ち出さないこと。ただし、始良市のSBSゼンツウ株式会社、出水市の国分九州株式会社鹿児島支店北薩センターから排出される一般廃棄物 (生ごみ) を鹿児島市の脱水、飼料化、堆肥化施設へ運搬するものについては、この限りではない。

(2) 一般廃棄物は、市が定めた分別に従い、適正な処理施設に持ち込むこと。

(3) 産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物を持ち込まないこと。

3 許可の更新及び変更の状況

令和 4年 2月 24日 更新許可

令和 4年 7月 19日 変更届 (許可の条件の変更)

令和 6年 2月 7日 更新許可